母 子 ・ 父 子 ・ 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 一 覧 表〔 そ の 1 〕

（令和8年4月1日現在）

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率（年利）	違約金
事業開始	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	3，720，000円		1年	7年以内	無利子又は年1.0%（連帯保証人の有無による）	延滞元利金額につき※年三パーセント（百円未満の場合は徴収しない）
	母子・父子福祉団体		5，580，000円 (注)複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用					
事業継続	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1，860，000円		6ヶ月	7年以内	同上	
	母子・父子福祉団体		1，860，000円					
技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が高等学校に修学する場合にその修学及び入学に必要な資金	一般　月額　68，000円 特別　一括　816，000円 運転免許取得　460，000円	知能技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	同上	
修業	母子家庭又は父子家庭の児童又は子 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額　68，000円 運転免許取得（高校3年在学中で、就職を希望する児童） 460，000円	知能技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	無利子	
就職支度	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子家庭又は父子家庭の児童 父母のいない児童	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般　110，000円 特別（通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合） 340，000円		1年	6年以内	児童、子に係るもの →無利子 配偶者のない女子又は男子に係るもの →無利子又は年1.0%（連帯保証人の有無による）	
医療介護	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 母子家庭又は父子家庭の児童 （介護の場合は児童を除く）	医療又は介護（当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	医療　340，000円 特別（所得税非課税世帯又はこれに準ずる世帯） 510，000円 介護　500，000円		6ヶ月	5年以内	無利子又は年1.0%（連帯保証人の有無による）	
生活	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識・技能を習得している期間中又は医療若しくは介護を受けている期間中の生活の安定・継続に必要な資金	技能　月額　141，000円 特別の事情　一括　423，000円 医療　月額　118，000円 特別の事情　一括　354，000円 （生計中心者でない場合は、月額　79，000円）	知能技能の習得期間中（5年以内） 医療又は介護を受けている期間中（1年以内）	知識技能の習得後、医療又は介護終了後6ヶ月	技能習得20年以内 医療又は介護5年以内	同上	
	母子家庭の母 父子家庭の父	母子家庭又は父子家庭となって7年未満の母又は父の生活の安定・継続に必要な資金	月額　118，000円 特別の事情　一括　354，000円 （生計中心者でない場合は、月額　79，000円） （総額　2，832，000円以内） (注)養育費の取得のための裁判費用については、1，416，000円（一般分12月相当）を限度とする。		貸付期間満了後6ヶ月	8年以内		
	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	失業している期間中の生活の安定・継続に必要な資金	月額　118，000円 特別の事情　一括　354，000円 （生計中心者でない場合は、月額　79，000円）	3月限度（更新可。離職した日の翌日から1年以内）	貸付期間満了後6ヶ月	5年以内		
	母子家庭の母 父子家庭の父	家計が急変した者	児童扶養手当に準拠した額（全額支給した額）の範囲内	3月限度（更新可。最長1年まで）	貸付期間満了後6ヶ月	10年以内		
住宅	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅の建設、購入、補修、保全、改築、増築に必要な資金	普通　1，500，000円 特別　2，000，000円		6ヶ月	6年以内 特別7年以内	同上	
転居	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	住宅の移転に必要な資金	260，000円		6ヶ月	3年以内	同上	
結婚	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦		340，000円		6ヶ月	5年以内	同上	
修学	母子家庭又は父子家庭の児童又は子 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、短期大学、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等必要な資金	別表のとおり	修学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	15年以内（専修学校の一般課程は5年以内）	無利子	

母 子 ・ 父 子 ・ 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 一 覧 表〔 そ の ２ 〕

（令和8年4月1日現在）

資金種類	貸付対象等		貸付限度額			据置期間	償還期間	利率（年利）	違約金
就学支度	母子家庭又は父子家庭の児童又は子 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	（所得税非課税世帯又はこれに準ずる世帯）	小学校	91，600円	満15歳に達した日の属する学年を終了して後6ヶ月	5年以内	無利子	延滞元利金額につき ※年三パーセント（百円未満の場合は徴収しない）
				中学校	101，000円				
			専修（一般）		自 宅 150，000円 自宅外 160，000円	満15歳に達した日の属する学年を終了して後6ヶ月	10年以内（専修学校の一般課程及び修業施設は5年以内）		
			高校 専修（高等）	国公立	自 宅 150，000円 自宅外 160，000円				
				私 立	自 宅 410，000円 自宅外 420，000円				
			大学・短大・大学院・高専・専門	国公立	自 宅 420，000円 自宅外 430，000円				
				私 立	自 宅 580，000円 自宅外 590，000円				
			修業施設		自 宅 272，000円 自宅外 282，000円				

※H27.3.31までの期間に対応する違約金の額の計算については年10.75%、H27.4.1～R2.3.31の期間については年5%を適用する。

別 表 修 学 資 金 貸 付 限 度 額 （ 月 額 ） 一 覧 表

Ⅰ 子が借主となる場合又は扶養者の前年所得が682万円以下の場合

（令和8年4月1日現在） 円

学校等種別＼学年別			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅	27，000	27，000	27，000		
		自宅外	34，500	34，500	34，500		
	私立	自宅	45，000	45，000	45，000		
		自宅外	52，500	52，500	52，500		
高等専門学校	国公立	自宅	31，500	31，500	31，500	67，500	67，500
		自宅外	33，750	33，750	33，750	76，500	76，500
	私立	自宅	48，000	48，000	48，000	98，500	98，500
		自宅外	52，500	52，500	52，500	115，000	115，000
専修学校 （専門課程又は専攻科）	国公立	自宅	67，500	67，500			
		自宅外	78，000	78，000			
	私立	自宅	89，000	89，000			
		自宅外	126，500	126，500			
短期大学	国公立	自宅	67，500	67，500			
		自宅外	96，500	96，500			
	私立	自宅	93，500	93，500			
		自宅外	131，000	131，000			
大学	国公立	自宅	71，000	71，000	71，000	71，000	
		自宅外	108，500	108，500	108，500	108，500	
	私立	自宅	108，500	108，500	108，500	108，500	
		自宅外	146，000	146，000	146，000	146，000	
大学院	修士課程		132，000	132，000			
	博士課程		183，000	183，000	183，000		
専修学校（一般課程）			55，000	55，000			

Ⅱ 上記以外の場合

円

学校等種別＼学年別			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅	27，000	27，000	27，000		
		自宅外	34，500	34，500	34，500		
	私立	自宅	45，000	45，000	45，000		
		自宅外	52，500	52，500	52，500		
高等専門学校	国公立	自宅	31，500	31，500	31，500	67，500	67，500
		自宅外	33，750	33，750	33，750	76，500	76，500
	私立	自宅	48，000	48，000	48，000	89，000	89，000
		自宅外	52，500	52，500	52，500	102，500	102，500
専修学校 （専門課程又は専攻科）	国公立	自宅	67，500	67，500			
		自宅外	77，500	77，500			
	私立	自宅	84，500	84，500			
		自宅外	108，500	108，500			
短期大学	国公立	自宅	67，500	67，500			
		自宅外	86，500	86，500			
	私立	自宅	86，500	86，500			
		自宅外	110，500	110，500			
大学	国公立	自宅	69，500	69，500	69，500	69，500	
		自宅外	92，500	92，500	92，500	92，500	
	私立	自宅	95，000	95，000	95，000	95，000	
		自宅外	121，000	121，000	121，000	121，000	
大学院	修士課程		132，000	132，000			
	博士課程		183，000	183，000	183，000		
専修学校（一般課程）			55，000	55，000			

※大学等における修学の支援に関する法律による修学支援を受ける場合は、表に定める限度額から大学等修学支援制度による授業料等の減免額や給付型奨学金の給付額を控除した額が限度額となります。

※お子さんが借主となる場合や償還能力等から連帯保証人を立てる必要があると認められる場合は連帯保証人を求める場合があります。